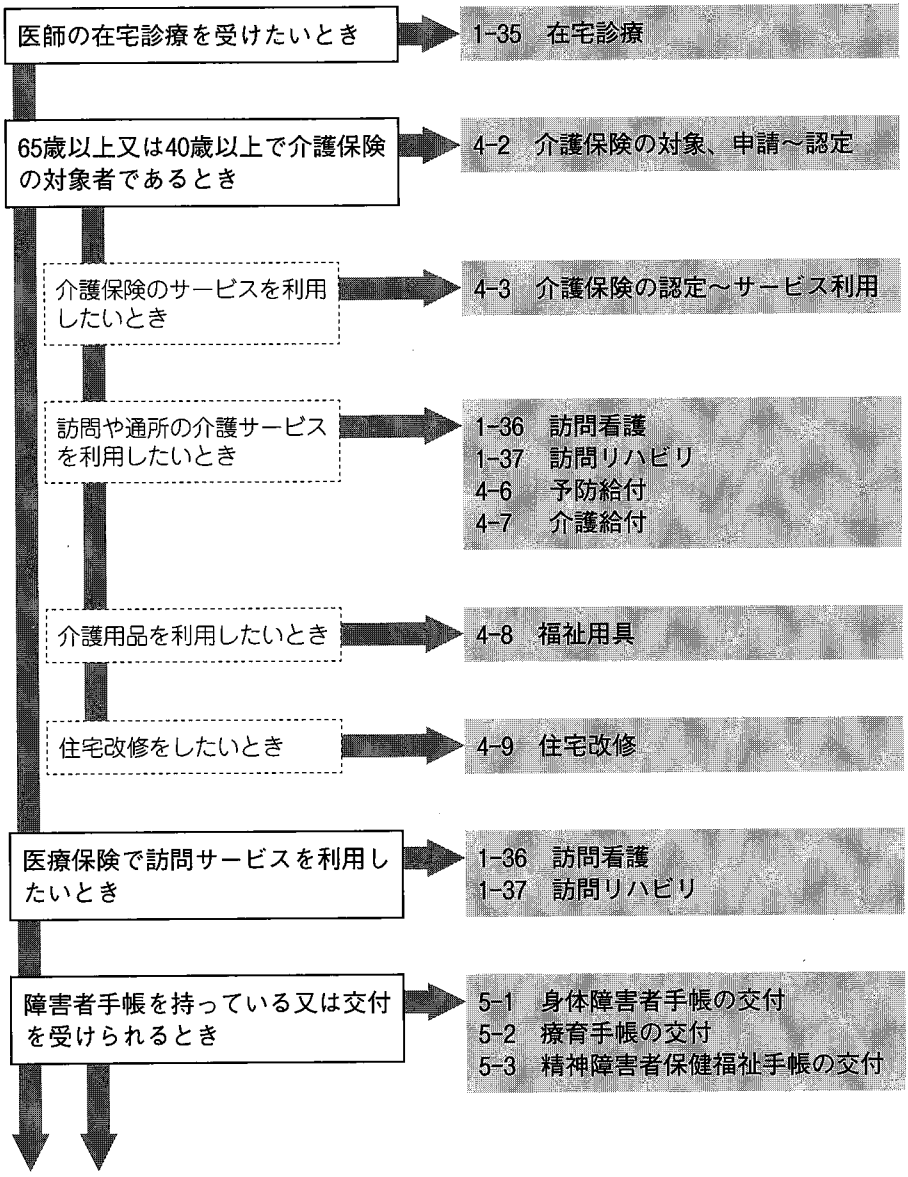
ケース別フローチャート

◇在宅で療養したいとき



ケース別フローチャート

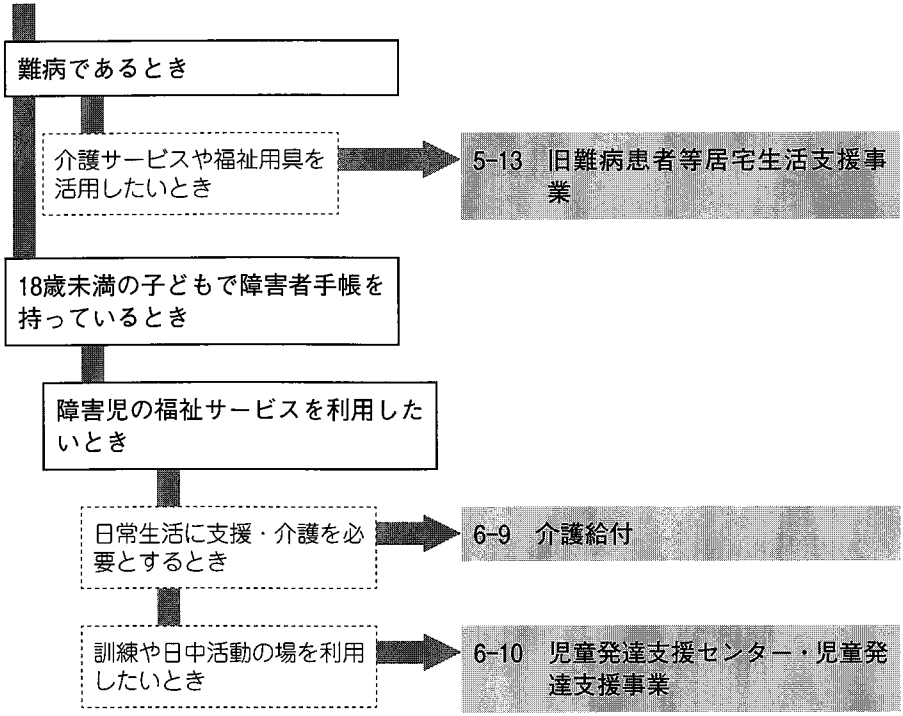
障害者総合支援法のサービスを利用したいとき

- 日常生活に支援・介護を必要とするとき → 5-4 居宅介護 / 5-5 重度訪問介護 / 5-10 重度障害者等包括支援
- 一時的に自宅での介護が難しくなったとき → 5-9 短期入所
- 外出時に移動支援を必要とするとき → 5-6 行動援護 / 5-14 移動支援事業
- 日中活動の場を利用したいとき → 5-8 生活介護 / 5-20 精神科デイケア
- 日常生活・社会生活の自立に向けた訓練を受けたいとき → 5-11 自立訓練（機能訓練） / 5-12 自立訓練（生活訓練）
- 就労に向けた訓練を受けたいとき → 5-43 就労移行支援 / 5-44 就労継続支援Ａ型 / 5-45 就労継続支援Ｂ型 / 5-46 職場適応訓練

福祉用品や補装具を活用したいとき → 5-25 日常生活用具給付等事業 / 5-26 補装具費支給制度

住宅改修をしたいとき → 5-27 障害者等住宅改善費助成

ケース別フローチャート



4-3　介護サービスを利用したいとき（認定～サービス利用）

提出書類

【要支援１・２の場合】介護予防サービス計画作成依頼届出書
【要介護１～５の場合】居宅サービス計画作成依頼届出書

解　説

介護保険の認定は７段階あり、軽い方から順に要支援１・２、要介護１～５である。いずれかの認定が出れば、在宅で介護サービスを利用することができる（4-6～4-9参照）。非該当の場合は利用できない。

在宅でサービスを利用するためには、利用者や家族が「介護支援専門員」（以下「ケアマネジャー」という。）を決定し、契約を結ぶ必要がある。担当ケアマネジャーが、ケアプラン作成とサービスの利用調整、介護保険上の保険請求業務を行う。

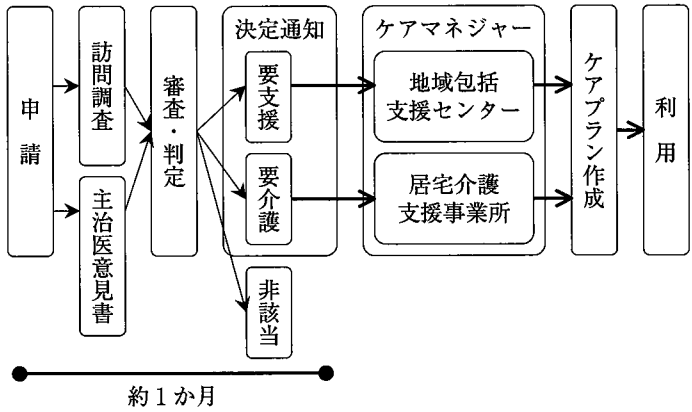
ケアマネジャーの依頼先は、認定により異なる。申請中又は要支援１・２の場合は「地域包括支援センター」で、住所地ごとに決められている。要介護１～５の場合は「居宅介護支援事業所」で、自宅近くの事業所の中から利用者や家族が自由に選択できる（4-7参照）。

memo

ケアマネジャー業務は、依頼せずに利用者や家族自らが行うことも可能である。また、一度契約を結んだ事業所に不服が生じた場合は、契約を解除し、他の事業所と再契約することが可能である。

なお、要支援１・２の方は、施設入所サービスの利用はできない（施設の種類については4-12～4-23を参照）。

介護保険申請～認定～サービス利用の流れ



添付書類	①介護保険　被保険者証　②居宅介護支援契約書
手　続	【認定が申請中又は要支援１・２の場合】 「地域包括支援センター」へ依頼しケアマネジャーを決定、契約を結ぶ。 【認定が要介護１～５の場合】 自宅近くの「居宅介護支援事業所」へ依頼しケアマネジャーを決定、契約を結ぶ。 **memo** 要支援１・２でも、居宅介護支援事業所が対応できる場合がある。それは地域包括支援センターから委託された形となっている。
根拠法令	介保７⑤・８㉓・８の２⑱

5-5　重い障害により、常に日常生活の支援・介護を必要とするとき（重度訪問介護）

提出書類　介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書

解　説

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害者若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者が、居宅において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、外出時の移動中の介助を必要とする場合、ホームヘルパーが訪問して、介護・相談・助言等の援助を行う。

障害者総合支援法における介護給付の１つで、実施主体は区市町村。

事業所を探す際は、区市町村の障害福祉担当窓口、基幹相談支援センター等に相談することができる。

(1)　対象者

ア　肢体不自由者

障害支援区分が区分４以上であり、次の全ての条件に該当する方。

①　二肢以上に麻痺等がある方

②　障害支援区分の調査項目の中で、歩行、移乗、排尿、排便の全てが「できる」以外で認定されている方

イ　知的障害者若しくは精神障害者

障害支援区分が区分４以上で、一定以上の行動障害を有する方

memo　平成26年４月より、従来の障害程度区分に代わり、障害支援区分による認定が開始された。障害者の心身の状態を総合的に表すこととし、障害の特性に配慮した区分の判定が実施されている。

(2)　負担額

利用者負担は原則１割だが、所得に応じて一定の月額負担上限額が定められている。月額負担上限額の一覧については、5-4参照。

memo　平成25年４月より、障害者の定義に難病患者が加わった。

添付書類　①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳　②対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）

手　続	①　居住する区市町村の障害福祉担当窓口へ介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書を提出する。 ②　障害支援区分認定調査をもとに一次判定される。 ③　医師の意見書をもとに二次判定される。 ④　障害支援区分決定通知書が届く。 ⑤　勘案事項調査と、サービス利用意向の聴取を経て、サービス利用決定通知が届く。 ⑥　事業所と契約を結ぶ。
根拠法令	障害者支援5③、障害者支援則1の3・1の4・34の7、平18・10・31障発1031001